

令和 6 年度

個別指導等における主な指摘事項（調剤）

九州厚生局

# 目次

<b>I 調剤全般に関する事項</b>	
1 処方箋の取扱い	2
2 処方内容に関する確認	3
3 調剤済処方箋の取扱い	4
<b>II 薬学管理料に関する事項</b>	
1 薬剤服用歴等	5
2 調剤管理料	7
3 服薬管理指導料	8
4 服薬情報等提供料	12
<b>III 事務的項目</b>	
1 標示	13
2 登録・届出事項	14
3 揭示事項	15
4 一部負担金等の取扱い	16
<b>IV その他</b>	
1 保険請求に当たっての 請求内容の確認	17
2 保険外負担	18
3 関係法令の理解	19
4 指導への理解	20

※本指摘事項は、令和4年度及び令和6年度診療報酬改定の双方の内容を含むことに留意されたい。

# I 調剤全般に関する事項

## 1 処方箋の取扱い

### ◎ 処方箋について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている。
  - ✓ 用法の記載がない。
  - ✓ 用法の記載が不適切である。
  - ✓ 用量の記載がない。
  - ✓ 用量の記載が不適切である。

# I 調剤全般に関する事項

## 2 処方内容に関する確認

### ◎ 処方内容について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む）。
  - ✓ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
  - ✓ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
  - ✓ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
  - ✓ 漫然と長期にわたり処方されているもの
  - ✓ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの

# I 調剤全般に関する事項

## 3 調剤済処方箋の取扱い

### ◎調剤済処方箋について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない又は不適切である。
  - ✓ 保険薬剤師の署名又は記名・押印
  - ✓ 調剤済年月日

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 1 薬剤服用歴等

#### ◎薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 薬学管理等の実施に当たって、薬剤服用歴等を作成していない。
- ▶ 次の事項の記載が不十分である。
  - ✓ 手帳活用の有無
    - \*手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無
  - ✓ 薬学的管理に必要な患者の生活像
  - ✓ 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）
  - ✓ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 1 薬剤服用歴等

#### ◎薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等について、次の不適切な事項が認められた。

- ▶ 電子的に保存している記録が、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない。
  - ✓ パスワードの要件を満たしていない。  
\*英数字・記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更又は13文字以上の推定困難な文字列の使用
  - ✓ 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。
  - ✓ 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。
  - ✓ 異動・退職した職員のIDの管理が適切に行われていない。
  - ✓ 電磁的に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていない。

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 2 調剤管理料

◎重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
- ▶ 残薬について、薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ▶ 「残薬調整に係るものの場合」を算定しているが、残薬について、処方医に対して、連絡・確認を行っていない。
- ▶ 「残薬調整に係るもの場合」に「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。
- ▶ 単なる処方医による事務的な記載誤りの場合に算定している。

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 3 服薬管理指導料

#### ◎ 服薬管理指導料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていない。
- ▶ 患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合に、その理由を薬剤服用歴等に記載していない。

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 3 服薬管理指導料

#### ◎特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ▶ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して、患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は記載が不十分である。

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 3 服薬管理指導料

#### ◎乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 薬剤服用歴等に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない又は記載が不十分である。

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 3 服薬管理指導料

#### ◎ 吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 保険医療機関に対し、文書による吸入指導の結果等（吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等）に関する情報提供を行っていない。
- ▶ 保険医療機関からの求めがない場合に算定している。
- ▶ 患者若しくはその家族等の求めがあった場合に、医師の了解を得ずに算定している。
- ▶ 保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載していない。

## Ⅱ 薬学管理料に関する事項

### 4 服薬情報等提供料

#### ◎ 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者の同意を得ていない。
- ▶ 服薬情報等提供料 2 について、保険医療機関に対して情報提供を行った文書の写しの添付がない。

### III 事務的項目

#### 1 標示

◎ 標示について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 保険薬局である旨の標示がない。

### III 事務的・事項

#### 2 登録・届出事項

##### ◎届出事項について、次の不適切な例が認められた。

▶ 次の届出事項の変更が認められた。

- ✓ 保険薬剤師の異動
- ✓ 開局時間
- ✓ 休業日
- ✓ 保険薬剤師の氏名

## III 事務的項目

### 3 掲示事項

#### ◎掲示事項について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 九州厚生局長に届け出た事項に関する掲示がない又は掲示が誤っている。
- ▶ 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
- ▶ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない（家族の方が代理で会計を行う場合の記載がない）。
- ▶ 地域支援体制加算について、連携薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。
- ▶ 後発医薬品調剤体制加算について、後発医薬品の調剤を積極的に行っていける旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

### III 事務的項目

#### 4 一部負担金等の取扱い

##### ◎一部負担金について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 一部負担金を受領していない又は減免している（従業員・家族等）。

##### ◎領収証又は明細書について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 消費税に関する記載がない。
- ▶ 領収証に保険外負担欄がない。

## IV その他

### 1 保険請求に当たっての請求内容の確認

- ▶ 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

## IV その他

### 2 保険外負担

#### ◎患者からの実費徴収について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 実費徴収に係る次の事項について、薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。
  - ✓ 薬剤の容器代

## IV その他

### 3 関係法令の理解

- ▶ 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

## IV その他

### 4 指導への理解

- ▶ 開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。